

平成27年 9月1日  
19時20分現在  
九州地方整備局  
大隅河川国道事務所

## 記者発表資料

### 桜島に関する大隅河川国道事務所の取り組み（第2報）

件名	桜島の噴火警戒レベル引き下げに伴う当事務所の対応について
----	------------------------------

桜島の噴火警報が噴火警戒レベル4（避難準備）から3（入山規制）に引き下げられたことにより、大隅河川国道事務所の体制を次のように変更しました。

#### 1. 事務所体制

大隅河川国道事務所は、「警戒体制」から「注意体制」に引き下げ

##### 事務所体制

平成27年9月1日 16時00分 注意体制

#### 2. 事務所の活動状況

これまで、桜島が目視できる場所に職員等を配置し、大規模噴火に伴う国道220号及び224号の緊急的な交通規制ができる体制をとってきましたが、噴火警戒レベルが下がったことを受けて通常体制に戻しました。

今後においても関係機関からの情報収集及び桜島の監視を引き続き行います。

### 問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所

鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 電話(0994)65-2541

技術副所長(河川)  
技術副所長(道路)  
総括地域防災調整官

島元 尚徳 (内線204)  
鈴木 昭人 (内線205)  
松室 康士 (内線206)